

平成27年度事業計画

【基本方針】

本県の60歳以上の人口は、73万2千人（人口比31.5%）あまりで過去最高を更新し、本格的な超高齢社会を迎え、国においては、高齢者自身が生涯現役として健康で社会参加することにより、生きがいの充実を図ることができる「生涯現役社会」を目指しています。

そのような中、第189回通常国会において内閣総理大臣が施政方針演説の中で、「高齢者の皆さんに、多様な就業機会を提供するシルバー人材センターには、更にその機能を発揮してもらいます。」と発言されるなど、高齢者がその知識と経験を活かし、経済社会の重要な担い手として、また、現役世代の下支えと地域の活性化を図る支え手としての期待も高まっています。

県内シルバー人材センターの事業実績は、地域により差はみられるものの、全体としては契約金額及び就業延人員において、各センターの努力により、それぞれ前年度比約3%及び11%の伸びが見込まれ、「推進計画」の目標を大きく上回っています。中でも派遣事業においては、前年度比20%を超える実績が見込まれており、これは各実施センターの積極的な就業機会拡大の取り組みの成果です。

一方、会員拡大については、大震災の被災地における人口の減少や復興需要の影響等により、推進計画の目標達成が困難な状況にあります。

平成27年度は、シルバー人材センターの創設理念でもある「高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。」ことを念頭に今まで以上に各センターとの連携を深め、以下の事項について一体となって事業運営を進めていくこととします。

第一は、「安全は全てに優先する」ことから、会員が安全に就業するための取組みを行なう。

第二は、「就業拡大と会員拡大」のため、適正就業を念頭に各センターと連携し普及啓発活動を各地域で実施する。

第三は、「派遣事業の拡大」について、高齢者活躍人材育成事業など国の新たな助成事業の活用等により、各センターと連携し下支えを確実に行なう。

第四は、「シニアワークプログラム地域事業」を受託して、高齢者の社会参加を支援し中高年者の雇用就業支援に貢献する。

さらに、公益法人移行4年目を迎え、就業機会と会員の拡大等の目標などを内容とする中期計画を早期に策定するとともに、役職員の研修を実施するなど運営体制の強化を図り、連合会の事業運営を適正かつ円滑に行うこととする。

以上を踏まえ、平成27年度においては、以下を重点として事業展開する。

【事業計画】

I シルバー人材センター事業

1 受託調整

高齢者の生き甲斐の充実と福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに付与するため、県内全域でシルバー人材センター事業を展開し、高齢者が自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう、就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行なうとともに、「シルバーしごとネット」等を活用し、県内における広域的な仕事の需給調整及び就業開拓をセンターと連携して取り組む。

2 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る範囲内において、県内の高齢者に対し、有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

3 一般労働者派遣事業

一般労働者派遣事業の実施事業所を通じて、センター会員を対象に、一般労働者派遣事業による就業機会の提供を行なうとともに、一般労働者派遣事業に係る統括管理等を県内全域で実施する。

未実施のセンターに対しては、実施に係る指導助言を継続して行う。

(1) 事業目標値

区 分	平成 27 年度
契 約 金 額	221,660 千円
就 業 延 人 員	44,000 人日
実 施 事 業 所 数	21 センター

(2) シルバー派遣運営委員会の開催（4月、10月、2月）

(3) 派遣元責任者講習会への参加推奨

(4) 派遣事業担当者研修会（勉強会）の開催

4 調査研究事業

就業機会の拡大と会員の拡大による新たなシルバー事業の発展を図るため、事業展開の方向性や目標等を定めて、関係機関の方針等と整合する中期計画（事業推進計画）をシルバー事業推進計画策定委員会において策定する。

また、センター等の情報収集に努めるとともに、全国の先進事例等の収集と合わせ収集した情報の提供に努める。

(1) 中期計画（事業推進計画）の策定

- (2) 事業推進計画策定検討委員会の開催（5月、9月、1月）
- (3) シルバー人材センター事業概要の作成
- (4) シルバー事業実績の集計、先進事例等の収集・提供等

5 普及啓発事業

普及啓発活動を推進するため、ウェブサイトを更新する。また、シルバームーンのイベントを活用するとともに、各種団体や報道機関等へ積極的に情報提供するなど、多様な機会を利用して、県民や事業所等に対してシルバー事業の業務内容、会員の活動状況等の周知を図り、入会促進や受注拡大及び就業分野の開拓等に努める。

- (1) ウェブサイトのリニューアル
- (2) 普及啓発用ポスター・リーフレット・チラシ等の作成
- (3) 会報「連合会だより」の発行（年2回）
- (4) ウェブサイトや自治体広報紙等の活用
- (5) 普及啓発月間「シルバームーン」（10月）の活用
- (6) 各種イベントへの積極的な参加による広報活動

6 安全・適正就業対策事業

シルバー事業は安全就業が基本であり、法令順守が不可欠であることから「安全就業は全てに優先する」を念頭に「事故ゼロ」を目指した安全意識の徹底を図るため、安全・適正就業対策委員会のもと、センターと連携して、安全パトロール、安全就業推進大会、個別相談・指導、研修等を実施することにより、安全意識の周知・啓発を図る。

なお、今年度は安全パトロール及び安全就業推進大会を早期に開催するなど、安全・適正就業対策を効果的に推進する。

- (1) 安全・適正就業対策委員会の開催（5月、8月、9月）
- (2) 事故情報の収集・分析、再発防止等の検討、それらの情報提供
- (3) 安全就業ニュース（毎月）の活用による安全意識の周知・啓発
- (4) 安全パトロールの早期実施・強化（7月）
- (5) 安全就業推進大会の開催（10月）
- (6) 安全・適正就業推進研修会の開催
- (7) 安全就業優良貢献者表彰の実施

7 就業機会の拡大と会員の拡大

基盤拡大事業を積極的に推進するため、推進員の配置を検討する。就業機会の拡大については、シルバー派遣事業を活用して推進を図る。会員の拡大については、広報・宣伝活動を強化して効果的な取り組みをする。

- (1) 就業開拓用リーフレット・シルバー派遣事業リーフレットの作成

- (2) ウェブサイトや広報紙等の活用
- (3) シルバーしごとネットの活用

8 その他の事業を発展・拡充指導・助言情報提供等

各種会議・研修会等の場やウェブサイト、広報紙等を活用して、センター等への情報提供に努めるとともに、各センターの情報共有化に努める。また、個別の助言指導を行うとともに、就業機会の拡大、会員拡大のための取組について、検討・協議・情報交換等を行う。

- (1) 理事長研修会の開催
- (2) 事務局長研修会の開催
- (3) 職員研修会の開催
- (4) 事務局長会議の開催（7月、10月、1月）
- (5) 各種委員会の運営
- (6) センターへの定期訪問指導の実施
- (7) 全シ協、東北シ連協への参画

II シニアワークプログラム地域事業

1 事業主団体等に対する高齢者雇用の啓発

関係団体に対して、SP事業の実施について協力と理解を得て業務委託を行うとともに、団体傘下の事業所に対して周知啓発活動を実施する。

- (1) 事業主団体等への合同就職説明会の参加要請
- (2) 啓発用リーフレット等の作成
- (3) 事業主団体の総会・会合等への出席及び関係団体発行の会報等の活用

2 求人・求職者に対する事業の周知・広報

(1) 求人

啓発用リーフレットの活用や新聞広告等を通じて県内に広く周知するとともに、各ハローワークとの連携、並びに事業主団体及びその傘下事業所の協力を得ながら、就職説明会を開催し、企業開拓・求人確保に努める。

(2) 求職

技能講習年間予定表や情報誌への広告掲示を通じて、県内に広く周知するとともに、各ハローワーク、各シルバー人材センターとの連携により、求職者（受講生）の募集を実施する。

3 技能講習の実施

ハローワークにおいて求職登録した55歳以上の高齢者を対象に、1講習10名から25名の技能講習を県内8地域で実施する。

- (1) 実施8地域（仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、柴田町、利府町、富谷町、）

(2) 計画数（講習回数 24回、受講者数 435人）

4 技能講習受講者に対する就業支援

- (1) 講習最終日に就職説明会を開催し、再就職を支援する。
- (2) 導入支援・個別面談を通じて、受講生の希望職種把握に努め、再就職を支援する。
求人情報については、講習修了後もウェブサイトを活用し、逐次公開・支援する。
- (3) 就職ガイダンスを実施し、再就職ためのスキルアップを支援する。

Ⅲ 高齢者活躍人材育成事業

宮城労働局から委託を受け、地域の高齢者にシルバー人材センター連合が行うシルバー派遣就業を前提とした技能講習を設定し、講習実施コーディネーターの配置等を行い、育児支援分野や人手不足分野等において、地域の高齢者が活躍できるよう、当該分野で就業するために必要な技能を付与するため、技能講習を実施する。

Ⅳ 法人管理事業

1 会員の状況

平成27年2月末現在における会員数は、正会員28団体、賛助会員42団体、合計70団体となっている。

センター未設置の7町村の動向を把握し、関係機関との連携の下、センター設立の推進に努めるとともに、賛助会員の拡大に努める。

2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を開催する。また、法令順守、内部統制、情報公開の確立に努め、理事会のガバナンス機能の向上を図る。

- (1) 定時総会（1回）
- (2) 三役会議（6回）
- (3) 理事会（6回）
- (4) 監事監査（1回）

3 法人運営及び会計財務の改善

事務事業を精査し、一層の経費節減を図る。また、会計顧問や行政庁の助言・指導を仰ぎつつ、法人運営の改善を図るとともに、20年度会計基準に基づく適正な会計財務処理に努める。